

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

まちの強みで突き抜ける奈義町版DMO実行プラン

2 地域再生計画の作成主体の名称

岡山県勝田郡奈義町

3 地域再生計画の区域

岡山県勝田郡奈義町の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地方創生の実現における構造的な課題

地方の田舎にも関わらず、世界的に有名な現代美術館や多種多様なアーティストや作家の営み、江戸時代から続く伝統芸能など「アート・文化」という他にない強み、そして、切れ目のない手厚い子育て支援策やインフォーマルなかたちで多くの地域住民がかかわる子育てや教育などのソフト面、子育て世代が利用しやすいチャイルドホームや公園、子連れにも配慮し親切に対応する飲食店など、子育て世代の目線から他にない資源（ソフト・ハード両面）が充実している。

一方、上記の強みを“観光まちづくり”や“ビジネス”、“商い”といった視点で考察すると、地元民のみならず都市住民をも魅了するアートや文化、豊かな自然（いわゆる緑豊かな森林やため池）が十分に存在しているにも関わらず、それらを活用した体験や滞在時間の伸長、そしてそれらが地域に還元される仕組み（お金を地域に落とす仕組み）が整っていない。

また、有機堆肥で栽培した菜の花を緑肥として栽培される菜の花米やアスパラガス、里芋、黒豆、白ネギなどの農産物や、和牛オリンピックで2位を受賞した“なぎビーフ”、“おかやま黒豚”などの畜産物といった県下有数の農畜産地であるにも関わらず、それらがターゲットを明確にしたブランディングと商品化に結び付いていないため、お土産や地場飲食メニューなど、来訪者を吸

引するまでの商品に仕上がっていない。

加えて、生涯学習や生涯スポーツ、ボランティア活動、地域活動など若者から高齢者まで活発に行われているにも関わらず“ビジネス”の視点で考察すると、地域資源との組み合わせや活動の工夫、発信方法次第で来訪者に喜びと感動を与え、外貨を獲得するビジネスモデルになる可能性があるにも関わらず副業や商いという発想と、それらのマインドを育成する仕組みが整っていないため、せっかくの機会を逸している。

また上記課題を裏付けるデータとして、DMO（一般社団法人ビジット奈義）が実施した観光実態調査の結果では、①食べるべき「グルメ」がない、②買うべき「お土産」がない、③宿泊施設が少ないため滞在時間が短い、の3点が最大の弱点であると判明している。

そして、それらの課題に共通する要因として、まちの強みを生かし切れていないこと、明確なコンセプトを打ち出したブランディングが行えていないこと、ターゲットを定めた適切な方法でのプロモーションが出来ていないことなどが上げられる。

その結果、資源と資源の有機的な結び付きや、連続した「商品」への仕上がりによる地域還元、加えて、それらが連続的に誘発されて継続する仕組みが十分に整備されていないため、好循環による自走した観光まちづくりが行えていないといった構造的な課題を抱えている。

4-2 地方創生として目指す将来像

【概要】

奈義町は岡山県の北東部、北は鳥取県境に面し、中国山地の秀峰「那岐山」のすそ野、日本原高原に位置する中山間地、いわゆる“ふつうの田舎”である。

しかしながら、特筆する大きな2つの特徴がある。

1つ目は“アートと文化”のまちであること。建築界のノーベル賞といわれるプリツカー賞を2019年に受賞した磯崎新氏設計の奈義町現代美術館をはじめ、町内には陶芸、木工、革細工、美術等の工房やアトリエが点在する。また、江戸時代から伝わる地歌舞伎を今に伝え、学校での歌舞伎授業や子ども歌

舞伎教室、大人の横仙歌舞伎保存会など地域住民の多くが伝統を継承しつつ、新作歌舞伎をも生み出す、「文化度の高いハイセンスのまち」である。

そして、もう1つは、毎年子どもがたくさん生まれ、様々なかたちで地域住民が子育てに参画する“子ども・子育てのまち”である。

2012年、全国に先駆けて「子育て応援宣言」を行い、毎年子育て世代のニーズを丁寧に反映した、時代時代に応じたきめ細やかな子育て支援施策（医療費の無料化や保育料の多子軽減、病児保育、在宅育児支援金など）を行い、加えて、子育て中の母親が気軽に育児相談を行える場や地域の方がインフォーマルに子育てにかかわる仕組みなどを整え、妊娠・出産・育児から大学卒業まで切れ目のない施策で、若い世代が「このまちなら安心して子どもを産み育てることができる」という心理的安心感を獲得し、2014年には合計特殊出生率2.81を達成、さらに2019年には2.95を記録するなど、全国的にもトップクラスの“子ども・子育てのまち”となっている。

こうした背景で、目指すまちの将来像は、まだ奈義町を知らない多くの人々、とりわけ子育て世代が、まちの強みを生かした的確なブランディングと地域資源の充実、住民のおもてなし力によって、奈義町を「知っているまち」から「気になるまち」、「行ってみたいまち」、「行ったことがあるまち」、「あのヒトに会いに（あのコトを楽しみに）何度も行くまち」へと関係性を深化させ、奈義町の「価値」を十分に理解したうえで、その魅力に惹かれて移住してくる人を増やし、その移住した人々も「奈義町」というふるさとに愛着と誇りを持って豊かに生活することができる「持続可能で永続できるまち」となることである。

その実現のためには、これまで観光まちづくりや小商いに無縁であった地域住民や移住者が、それらに参画と挑戦できる仕組みを整え、加えて、自分の仕事や活動が、地域や来訪者に喜びと感動を与え、誰もが役割と生きがいをもって、満足感のある豊かな暮らしを送ることができる仕組みづくりが必要である。

そのような様々な仕組みが整うことにより「奈義町の未来」は、人口構成に片寄りのないかたちで人口の維持が図られ、次世代の観光まちづくりを担う人材が地域の中でいつまでも育成され続けるといった、好循環のまちとなる。そ

して、冒頭記述のいわゆる“ふつうの田舎”が、まちの強みと住民力で“永続できるミラクルタウン”への進化を目指すものである。

【数値目標】

K P I	事業開始前 (現時点)	2021 年度増加分 1 年目	2022 年度増加分 2 年目
旅行消費額(千円)	76,977	500	1,000
延べ宿泊者数(人)	5,526	50	100
「まちが行うイベントは気軽に参加しやすい」の町民まんどく量(ポイント (P))	68.9	0.3	0.5

2023 年度増加分 3 年目	K P I 増加分 の累計
1,500	3,000
200	350
1	1.8

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2の③のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ 地方創生推進交付金（内閣府）：【A3007】

① 事業主体

2に同じ。

② 事業の名称

まちの強みで突き抜ける奈義町版DMOサクセスPJT

③ 事業の内容

本事業はその全てをまちの強みである「子ども子育て」に特化した観光戦略を進める。

ターゲットを子育て世代におき、子育て世代を魅了するブランディング

を展開し、全ての地域資源や人的資源を「子ども子育て」をコンセプトに、商品開発や体験メニュー開発、人財育成を進め、本町の観光まちづくりにおける最大の課題「グルメ」、「土産」、「滞在時間」の克服に向け、

①「金を落とす仕組みづくり事業」

○既存のトレッキングコースの活用と観光人財の育成による森林セラピー

○ファミリー層をターゲットとした滞在体験メニューの創出

○この土地ならではの地域食材を活用したグルメ開発

○既存施設（スケートボード場や歌舞伎廻り舞台）の機能強化による機能強化による観光資源化

○子育てママならではのグルメで地産外商を行うキッチンカーの導入

○子育て世代をターゲットにしぼった戦略的プロモーションの展開

②「突出したまちのブランド力を高める事業」

○全国発となる子育て家族専用駐車場を町中に展開

○農畜産業者と飲食店がコラボレーションした飲食店メニュー開発

○DMOコンシェルジュによる観光まちづくり人材の養成と積極的なパイロット企画の実施

○子育てママから同世代に届けるまちの魅力や観光・イベント情報の発信

○車通りの少ない田舎ならではの農道で行うファミリー向けレンタサイクル事業の創設

○中高大生が地域住民と行う観光まちづくり

③長期滞在できる仕組みづくり事業

○弱みを強みにかえる「子育て世代特化型オートキャンプ場」の整備

○子どもが泊まりたい宿（トレーラーハウス）の整備とアルベルゴ・ディフーズ方式の仕組みづくり

など、上記の3事業をそれぞれ連携させて複合的に実施することにより、本町の課題解決図り、持続自走可能な観光まちづくりを進めていく。

④ 事業が先導的であると認められる理由

【自立性】

DMOが、このまちにしかない独自の強みである「こども・子育て」をブランディングし、地域に人を呼び込む仕組み、地域にお金が落ちる仕組みを構築することで、町内全域での賑わいの創出と所得向上を図る。また、来訪者の回遊性を高め、滞在時間の伸長も図る。

当該交付金事業完了後には、交付金事業を通じて整備したソフト・ハード事業収益と、町が行財政改革の取組みによる委託収益等により、自走（ランニング）できる財源を確保することができる。また、町の一般財源負担は、官民連携の取組みにより低減することができる。

【官民協働】

行政が、観光まちづくりの旗振り役となって、町民総参加の機運を高めていく。そのうえで、住民と企業、学生、農業者や飲食店などがつながり合って、まちのブランド力向上と地域にお金を落とす仕組みを整え、関係人口を増やし、まちの賑わいを創出する。

【地域間連携】

地方創生の実現のためには、自治体が相互連携することは、必須と考えている。域内、県内、県外の枠を超えて、相互に政策を共有し、全国各地で行われている「地方創生」の取組みを学び合い、その手法をそれぞれの地域に落とし込み、住民と一緒にまちづくりを前進させていく。

【政策間連携】

交流人口の獲得と域内所得の向上をめざす戦略的観光まちづくりの実現に加え、明確なブランディングとターゲットを定めたプロモーション、ソフト・ハード施策の充実により、子育て世代のU I Jターン施策を進め、移住定住による人口流入にも一体的に取り組む。併せて、既存の子育て世代のまんぞく量の増加に伴う人口流出防止にも寄与する取組みを進める。加えて、様々な体験メニューや地域産品を活用した商品開発等に、企画段階から地域住民や移住者等の参画を促し、将来、地域を支える人材の育成と、新たな価値観によるサービスや商品を提供できる地方創生人材の育成を進める。

⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（K P I））

4－2の【数値目標】に同じ。

⑥ 評価の方法、時期及び体制

【検証方法】

毎年度12月頃、奈義町情報企画課においてK P Iの達成状況を取りまとめ、奈義町総合計画・総合戦略評価検証委員会等において、事業の進捗状況及び課題、今後の事業展開等を報告し、専門的見地から検証する。

【外部組織の参画者】

大学教授、弁護士、金融機関、N P O、県、町民代表者

【検証結果の公表の方法】

毎年度、検証後速やかに町広報紙及び町H Pにおいて公表する。

⑦ 交付対象事業に要する経費

- ・ 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】

総事業費 305,600千円

⑧ 事業実施期間

2021年4月1日から2024年3月31日まで

⑨ その他必要な事項

特になし。

5－3 その他の事業

5－3－1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし。

5－3－2 支援措置によらない独自の取組

該当なし。

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から2024年3月31日まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

5-2の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4-2に掲げる目標について、7-1に掲げる評価の手法により行う。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

5-2の⑥の【検証結果の公表の方法】に同じ。